

(仮称)新徳山駅ビル基本・実施設計業務委託に係る  
プロポーザル  
実施要領

平成25年11月

山口県 周南市

## 1. 趣 旨

(仮称)新徳山駅ビル整備事業は、周南市御幸通2丁目28番地外に建設されている既存駅ビルを解体撤去し、「このまちへ来る人へのおもてなしの場」、「このまちに住んでいる人たちの居場所」及び「人が集い楽しむこのまちの賑わいと交流の場」をコンセプトに、同敷地内に新たな徳山駅ビルを整備するものである。

この要領は、平成25年11月に策定した「新たな徳山駅ビル整備基本構想」(以下「基本構想」という。)に沿った技術提案をプロポーザル方式により求め、本整備事業に最も適した設計者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の概要

1) 業 務 名 (仮称)新徳山駅ビル基本・実施設計業務委託

2) 業 務 内 容 基本設計及び実施設計  
建築設計業務委託特記仕様書による。

3) 委 託 場 所 周南市御幸通2丁目28番地外

4) 履 行 期 間 契約の日から平成27年3月20日まで

### 5) 主催及び事務局

主 催 山口県周南市

事務局 周南市 中心市街地整備部 中心市街地整備課

〒745-0034 山口県周南市御幸通2丁目28番地(徳山駅ビル3階)

電 話 番 号 0834-27-0070 (直通)

ファックス番号 0834-27-0065 (直通)

電 子 メ ー ル chushin@city.shunan.lg.jp

### 6) 業務規模

本業務の業務規模は、125,000,000円程度である。(消費税を含む額。この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではない。)

### 3. 業務の実施に関する条件等

#### 1) 単体企業として参加する場合

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ②参加表明書の提出日時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ③参加表明書の提出日時点で、業務委託において周南市指名競争入札参加資格を有する者。
- ④参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある場合でないもの。

#### 2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。ただし、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、必要書類等の提出を行うものとする。

#### 3) 共通

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有すること。
- イ 管理技術者は、法第5条第1項に規定する一級建築士をそれぞれ配置すること。
- ウ 配置予定技術者は、平成25年11月1日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- エ 平成10年4月1日以降に、元請負人又は共同企業体の構成員(代表者であるものに限る。)として、公共事業(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。)のうち、図書館、資料館、公民館、コミュニティーセンター、会議場、会館、劇場のいずれかを目的とした、延床面積2,000㎡以上の施設(複合施設を含む。)の建築設計(新築又は増築)を完了した業務実績を1件以上有していること。
- オ 本プロポーザルへの参加登録及び提案は、共同企業体構成員を含め参加1者につき1件とし、重複参加は認めない。

#### 4. 提出書類の作成、提出方法等

提出書類の内容及び提出部数は下記のとおりとする。

提出書類	様式等	提出部数、留意事項等
参加表明書	様式－1（参加表明書）	1部
	様式－2（設計共同企業体協定書）	
	様式－3（委任状）	
技術提案書 1	様式－4（企業の業務実績調書）	ホチキス留め 9部 クリップ留め 1部 計10部
	様式－5（業務実施体制）	
	様式－6（予定管理技術者の経歴等）	
	様式－7（予定主任担当技術者の経歴等）	
	様式－8（予定技術者の同種又は類似の業務実績）	
技術提案書 2	様式－9（業務の実施方針、進行管理）	
	様式－10（特定テーマに対する技術提案）	
参考資料	周南市入札参加資格登録書の写し	1部
	提出企業パンフレット	
	参考見積書	
質問書	様式－11（質問書）	※本プロポーザル実施要領の内容に、疑義がある場合に使用する。

提出書類の作成方法の詳細については、「参加表明書及び技術提案書等作成要領」（別添③）による。

##### 1) 提出方法

###### 参加表明書・技術提案書1

- ①提出期限 平成25年11月21日（木）午後5時まで  
持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。なお、11月19日（火）は徳山駅ビル休館日であるため、持参の場合は主催事務局へ電話連絡すること。
- ②提出先 本説明書2. 5) に定める主催事務局へ提出すること
- ③提出方法 持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと）

###### 技術提案書2・参考資料

- ①提出期限 平成25年12月11日（水）午後5時まで  
持参による場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。なお、11月19日（火）及び12月3日（火）は徳山駅ビル休館日であるため、持参の場合は主催事務局へ電話連絡すること。

- ②提出先 本説明書2. 5) に定める主催事務局へ提出すること
- ③提出方法 持参又は郵送 (いずれの方法も提出期限必着のこと)

## 5. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

### 1) 質問の内容

本プロポーザル実施要領の内容に疑義がある場合は、次のとおり質問書を提出することができる。ただし、参加表明書、技術資料及び技術提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

### 2) 質問の提出方法

- ①様式 様式-11 (質問書) による。
- ②提出先 本説明書2. 6) に定める主催事務局へ提出すること。
- ③提出方法 持参、郵送、ファックス又は電子メール (いずれの方法も受付期間内必着のこと。)
- ④受付期間

#### 参加表明書・技術提案書1に係る質問

平成25年11月15日 (金) 午後5時まで

持参による受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### 技術提案書2・参考資料に係る質問

平成25年11月27日 (水) 午後5時まで

持参による受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。なお、11月19日 (火) は駅ビル休館日であるため、持参の場合は主催事務局へ電話連絡すること。

### 3) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、質問を主催者が受理した日の翌日から2日以内 (土・日・祝日を除く。) に質問者のみに対して、ファックス又は電子メールのうち、質問者が希望する方法により行う。

また、参加表明書等の提出期限まで主催事務局において閲覧に供する。

## 6. 参加表明書、技術提案書の評価及び審査の実施方針

### 1) 選定委員会

参加表明書の審査、評価及び最も優れた技術提案書の選定等は、「(仮称) 新徳山駅ビル基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。) において行う。

### 2) 審査及び評価の流れ

本業務の遂行に最も適した技術提案者の特定は、以下のプロポーザル方式によるものとする。

#### ①参加資格の確認

参加者から提出された参加表明書、技術提案書、参考資料により、参加資格の確認を行う。

## ②ヒアリング対象者の選定

- ア 参加資格要件を満たす参加者が5者以下の場合、全ての参加者をヒアリング対象者とする。
- イ 参加資格要件を満たす参加者が6者以上の場合、書類審査により上位5者をヒアリング対象者として選定する。

## ③ヒアリングの実施

ヒアリング対象者に対し、ヒアリングを実施する。日程及び実施内容等詳細については、「技術提案書等ヒアリングの実施について」(別添④)のとおりとする。

## ④技術提案者の特定

技術提案書の審査及びヒアリング結果により、本業務に最も適した技術提案者1者を特定する。

## ⑤特定結果の通知

技術提案書の評価において、最も優れた技術提案者として特定された技術提案書の提出者に対して、「特定通知書」によりその旨を通知する。

## 3) 評価及び審査結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとする。

## 4) 評価の項目

評価の項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、選定委員会で評価項目が変更、追加等することがある。

評価対象		評価項目	
予定技術者の技術力と業務実施体制	予定管理技術者	資格要件	保有する資格
		業務実績	同種又は類似の業務実績 (※1)
	予定主任担当技術者	資格要件	保有する資格
		業務実績	同種又は類似の業務実績 (※1)
予定技術者の取り組み姿勢等	取り組み意欲		
	コミュニケーション能力		
技術提案の内容	業務の実施方針、進行管理の妥当性		
	特定テーマ①	周南市の玄関口にふさわしい駅ビルのあり方について (※2)	
	特定テーマ②	駅前広場・南北自由通路出入口との繋がりについて (※3)	

・参考見積書の内容については、個別の評価項目として数値化しない。

※1 「同種又は類似の業務実績」について

平成10年4月1日以降に公共工事として受注したもののうち、それぞれ以下の条件を満たすもの。

【同種業務】

図書館、資料館、公民館、コミュニティーセンター、会議場、会館、劇場のいずれかを目的とした、延床面積4,000㎡以上の施設（複合施設を含む。）の建築設計（新築または増築とする。）

【類似業務】

図書館、資料館、公民館、コミュニティーセンター、会議場、会館、劇場のいずれかを目的とした、延床面積2,000㎡以上の施設（複合施設を含む。）の建築設計（新築または増築とする。）

※2 特にデザインの考え方

※3 特に人の移動動線の考え方

北口駅前広場の構成は、周南市HP 中心市街地整備課「徳山駅北口駅前広場、南口駅前広場及び南北自由通路基本計画（平成21年12月）」による。基本構成は変更不可であり、当業務に駅前広場計画部分は含まない。

## 7. 非選定及び非特定理由の説明に関する事項

### 1) 非選定理由に関する事項

本実施要領6.2)②により、ヒアリング対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を、「非選定通知書」をもって通知する。

### 2) 非特定理由に関する事項

本実施要領6.2)⑤により、最も優れた技術提案者として特定されなかった技術提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

### 3) 非選定理由及び非特定理由の説明請求

本実施要領7.1)の定めによる「非選定通知書」による通知を受けた者、及び同要領7.2)の定めによる「非特定通知書」による通知を受けた者は、どちらも、通知書を送付した日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に、書面（様式自由。ただし、A4判とする。）により、周南市長に説明を求めることができる。

### 4) 非選定理由及び非特定理由の説明請求の提出方法等

- ① 提出先 参加表明書等の提出先と同じ
- ② 提出方法 参加表明書等の提出方法と同じ
- ③ 受付期間 説明を求めることができる期間内の午前9時から午後5時まで

### 5) 非選定理由及び非特定理由の説明請求に対する回答

説明請求への回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日を除く。）に書面により行う。

## 8. 業務委託契約に関する事項

### 1) 見積徴取の相手先としての特定

周南市は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本説明書9.に掲げる失格条項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

### 2) 委託契約金額

委託契約金額は、周南市の定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

### 3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、最優秀者の技術提案書等に記載された内容を尊重し、周南市において定める。
- ② 本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 業務の一部再委託は、技術提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとする。
- ④ 技術提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### 4) 契約内容等

本業務の委託契約は、周南市契約事務規則及び周南市業務委託契約約款によるものとする。

### 5) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本説明書9.に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがある。

## 9. 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した提出書類を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ① 参加表明書、技術提案書、参考資料が提出期限までに提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本説明書3.に定める参加要件を満たしていないもしくは満たすことができなくなった場合
- ④ その他本説明書の定めを反した場合
- ⑤ 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があった場合

## 10. その他

### 1) 本プロポーザルの実施スケジュール(予定)

実施内容	実施期間 (平成 25 年)
プロポーザル参加者の募集 (参加表明書・技術提案書 1 の提出)	11 月 7 日(木)～11 月 21 日(木) 午後 5 時まで
参加表明書・技術提案書 1 質問受付	11 月 7 日(木)～11 月 15 日(金) 午後 5 時まで
技術提案書 2 の提出	11 月 7 日(木)～12 月 11 日(水) 午後 5 時まで
技術提案書 2 等質問受付	11 月 7 日(木)～11 月 27 日(水) 午後 5 時まで
参加資格の確認及びヒアリング対象者の選定 (参加資格要件を満たす参加者が 6 者以上の場合、書類審査により上位 5 者を選定)	12 月 13 日(金)
参加資格確認通知 (ヒアリング対象者の選定通知)	12 月 13 日(金)
審査及びヒアリング	12 月 26 日(木)
審査結果の通知・公表	平成 26 年 1 月上旬
契約締結	平成 26 年 1 月中～下旬

### 2) 本件に係る費用負担

技術提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

### 3) 書類提出にあたっての留意事項

- ① 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用や、ファクスや電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じられたい。
- ② 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、全ての提出書類を一旦持ち帰り、改めて一括提出すること。
- ③ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書の訂正及び改変はできないものとする。
- ④ 理由を問わず、参加表明書及び技術提案書の提出期限の延長は行わない。

### 4) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 5) 無効となる提出書類

提出書類が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの

## 6) 措置事項

提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

## 7) 技術提案書等の取り扱い

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、主催者は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- ③ 特定された技術提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び選定結果についての主催者の説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

## 8) 追加資料

配置予定技術者の所有資格や業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

## 11. 添付資料

- 1) 提出書類の様式（別添①）
- 2) 建築設計業務委託特記仕様書（別添②）
- 3) 参加表明書及び技術提案書等作成要領（別添③）